

① 京都市都市計画局建築工事積算要綱

京都市都市計画局建築工事積算要綱

平成14年3月28日 都市計画局長決定

改正 平成16年4月28日, 平成17年4月25日, 平成19年5月7日, 平成24年5月31日,
平成26年5月23日, 平成27年6月29日, 平成29年6月28日

(目的)

第1条 この要綱は、京都市都市計画局が所管する建築工事を請負施工に付す場合において、予定価格の基となる工事内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「工事費」という。）の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。

(積算基準)

第2条 建築物等の新築工事、増改築工事及び改修工事の工事費の積算に当たっては、「公共建築工事積算基準」（官庁営繕関係統一基準）を準用する。

(工事内訳書)

第3条 公共住宅の新築工事の工事費の算定に用いる内訳書は、前条の規定にかかわらず、「公共住宅建築工事積算基準」、「公共住宅電気設備工事積算基準」及び「公共住宅機械設備工事積算基準」（いずれも公共住宅事業者連絡協議会基準）の内訳書標準書式を準用する。

(その他)

第4条 前各条において定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要なその他の事項は、都市計画局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成29年7月1日から適用する。

2 京都市都市計画局建築工事積算要綱施行細目(平成19年5月7日都市計画局長決定)については、平成29年6月30日をもって廃止する。